

令和元年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年6月10日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年6月10日 午前8時58分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

議案第33号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第40号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 陳情

陳情第6号 「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

陳情第7号 「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

3. 質疑

(1) 2017年の道路交通法の改正の対応について

4. 報告事項

(1) 会計年度任用職員制度が創設されることに伴う条例の新規制定及び一部改正について

(2) 農業共済組合の1県1組合化について

(3) 報告第7号 出資法人（土地開発公社）の経営状況説明について

(4) 地方創生推進交付金事業の結果について

(5) 可児市公共施設個別施設計画の策定について

5. 協議事項

(1) 議会報告会での意見の取り扱いについて

(2) 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員 (7名)

委員長	中村 悟	副委員長	出口 忠雄
委員	可児 慶志	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	澤野 伸

委員 高木将延

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒向博英	企画部長	牛江宏
総務部長	田上元一	企画部担当部長	坪内豊
総合政策課長	肥田光久	総務課長	宮崎卓也
防災安全課長	武藤務	税務課長	長瀬繁生
産業振興課長	加納克彦		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次敏宏	議会総務課長	梅田浩二
議会事務局 書記	松倉良典	議会事務局 書記	山口紀子

○委員長（中村 悟君） おはようございます。皆さんおそろいですので、総務企画委員会を始めたいと思います。

初めに、きょう、観光経済部長、渡辺部長がちょっとお身内の方のほうの病院へ行かれるということで、本日欠席という連絡が来ております。御承知おきください。

それでは、これより議事に入ります。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をし、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

それでは、初めに議案第33号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

○税務課長（長瀬繁生君） おはようございます。

議案第33号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

資料番号1の議案の27ページと、資料番号5. 提出議案説明書の3ページとなります。また、別途、改正の概要をまとめました資料1として配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の市税条例の一部改正は、平成31年度税制改正に伴い、また一部につきましては軽自動車税関係は平成28年度の税制改正に伴い改正するものでございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

初めに、第1条につきましては、改元に伴い関係規定を整備するものでございます。

議案の34ページの2条からは、別添の資料1の概要のほうで説明をさせていただきます。まず、市民税・個人関係についてでございます。

主な内容は、枠の中に記載しましたように、1点目として子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、2点目に市民税申告の簡素化、3点目に非課税対象の見直しとなります。

具体的には、第12条、個人の市民税の非課税の範囲でございますが、前年の合計所得が135万円以下である単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するものです。令和3年1月1日の施行となります。

次に、第23条の2、市民税の申告ですが、確定申告の際の申告書の記載事項を簡素化するものです。令和2年1月1日の施行となります。

第23条の3の2、個人の市民税に係る給与取得者の扶養親族等の申告書、第23条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等の扶養親族等の申告書では、単身児童扶養者を扶養親族等申告記載事項に追加するものです。具体的には、寡婦控除の対象が離別、死別となっておりますが、これに未婚のひとり親にも対象を広げるものでございます。

令和2年1月1日の施行となります。

続いて、市民税・法人関係についてです。

改正概要は、枠の中に記載しました大法人の法人市民税の申告の電子申告の義務化に伴う経過措置についてです。

第 33 条、法人の市民税の申告納付についてです。

昨年の税制改正で、大法人の法人市民税の申告については電子申告が義務化をされましたが、電子通信機器回線の故障、災害、その他の理由により電子通信処理組織を使用することが困難となる場合もあることから、経過措置を設けております。令和 2 年 4 月 1 日の施行となります。

裏面をお願いします。

次に、軽自動車税関係についてです。

主な内容は、軽自動車税の環境性能割の税率、賦課徴収の特例についてと、軽自動車税の種別割税率、賦課徴収の特例についてとなります。施行は、令和元年 10 月 1 日の施行となります。

附則第 16 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税で消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間に軽自動車を取得した場合は環境性能割を課さないというものです。

次に、附則第 16 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、環境性能割の徴収は当分の間県が行うというものでございます。

次の、附則第 16 条の 6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、表にありますように消費税率引き上げに伴う対応として令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間に軽自動車を取得した場合は、環境性能割の税率を 1% 軽減するものです。

続きまして、4 点目。

附則第 17 条、軽自動車税の種別割の税率の特例です。

第 2 条で、軽自動車税の種別割税率の特例を令和元年度及び令和 2 年度の新規登録まで 2 年延長するというものです。

さらに、4 条で電気自動車等については令和 3 年度及び令和 4 年度に新規登録をした場合に特例を 2 年延長するものでございます。こちらにつきましては、令和 3 年 4 月 1 日の施行となります。

最後に、附則 17 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、附則 17 条の改正による整備となります。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第 33 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（野呂和久君） 単身児童扶養者の定義について、お願いします。

○税務課長（長瀬繁生君） 今まで控除の対象が結婚をした後に離別をされた方とか離婚をされた方という定義がございましたけれども、こちらに最近ふえております結婚をしていない未婚の母という方、そういう結婚をされないひとり親という方も追加するというところでございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようでございますので質疑を終了いたします。

続きまして討論を行います。

討論のある方。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第 33 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。したがって、議案第 33 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 34 号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長（宮崎卓也君） 資料番号 1、議案書 48 ページから 64 ページ及び資料番号 5. 提出議案説明書の 3 ページから 4 ページをごらんください。

議案第 34 号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

令和元年 10 月 1 日から消費税の税率が 8%から 10%となる予定でございますけれども、これに伴い、関係条例を一括で改正するというものでございます。

なお、本条例は消費税に関する改定のみ条例、22 条例ですけど、これを 1 本にまとめております。それで、消費税以外の改正部分を含みます福祉センターの設置及び管理に関する条例と廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきましては個別に上程しておりまして、それぞれの所管の常任委員会に付託されております。

さて、今回改正の対象となりますものは、消費税法及びその施行令、並びに消費税基本通達に基づきまして消費税の課税対象となる料金などがございます。具体的には、施設使用料、あるいは入館料、道路などの占用料、水道料金などがございます。

それぞれの改定金額につきましては、説明は省略させていただきますけれども、計算方法といたしましては原価に 1.1、10%の割合ですね。1.1 を乗じた額を端数処理した額としております。

なお、子育て健康プラザ マーノの駐車場の使用料、多文化共生センターの利用料金や体育施設のうちの馬事公苑の使用料などのように端数処理した結果、金額が変更とならないた

め、今回改定していない料金等も一部にございます。

また、保育料、市営住宅の家賃などは非課税となっております。それから、手数料関係も一部対象となるものはありますけど、そういったものを除き、基本的には非課税となっておりますため、それらの規定については今回の改正の対象とはなっておりません。施行日は、令和元年10月1日です。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第34号に対する質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。細かいのでないね。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは発言もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第34号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。議案第34号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○総務課長（宮崎卓也君） 資料番号9のほうの議案書の1ページ及び資料番号10の提出議案説明書の1ページ、あわせて参考資料をお配りさせていただいておりますが、参考資料の2をごらんください。

議案第40号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

国会議員の選挙時等の執行経費の基準に関する法律の改正によりまして、選挙執行時における選挙長や投票管理者などの報酬額が見直されたことに伴いまして改正するものでございます。

改正内容といたしましては、条例の別表第1のうちの選挙に係る職の報酬額を改定いたします。

各職の報酬額としては、改定前に比べましてそれぞれ100円から200円の増額となっております。

具体的には、参考資料2のほうをごらんください。

改定する報酬額につきましては、この表の中の一番上から、選挙長及び開票管理者、それ

から、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、それから3行飛んでいただいて、開票立会人及び選挙立会人、この4つの職が国の基準どおりとしております。

それから、4行目からの投票所の投票立会人、それから期日前投票所の投票立会人、指定病院等の不在者投票における外部立会人につきましては、一番下の行の開票立会人、選挙立会人とのバランスを考慮いたしまして、これは従前から市独自に算定しているものです。その方法は、参考資料の下の米印に記載のとおりでございますけれども、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を基準といたしまして、その報酬額を時間単価に割り戻します。それで、割り戻したその時間単価にそれぞれの投票立会人の従事時間を乗じて得た額を報酬額としております。

法律のほう、改正法につきましては5月15日に施行されておりますので、この条例の施行日は公布の日といたしております。

なお、今回の改正による増額分でございますけれども、選挙ごとに計算いたしますとおおよそ3万円程度という額となりますので、これは既に予算化しております市議会議員選挙や参議院議員通常選挙の執行経費につきましては予算の範囲内でやりくりするという事で、予算の補正は要しません。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは質疑のある方、ございませんか。

ちょっといいですか。今の資料2のほうの市独自で計算するという計算の中身ですけど、この開票立会人及び選挙立会人の④のと書いてあるところの行の2時間掛ける1.35とか3時間半掛ける1.60、これは俗に言う時間外の計算がしてあるということですか。

○総務課長（宮崎卓也君） そうです。1.35と1.60は時間外計算の係数でございます。

○委員長（中村 悟君） わかりました。ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので終了いたします。

続いて、討論を行います。

発言のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、これより議案第40号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。議案第40号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長と副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に陳情でございます。

陳情第6号 「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について。

これは、陳情7号も同じものが出ておりますので、一括で議題といたしたいと思っております。

2件を一括で取り扱いをさせていただきますが、そのことについては御意見はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、そのようによろしく願います。

それでは、陳情第6号、第7号について、この陳情の取り扱いについて、どういたしましょうか。

○副委員長（出口忠雄君） 沖縄のこの問題は、国のほうで、政府のほうで対応しております。

それで、まだ対応中ということで、これはせつかく陳情として出されておりますけど、聞きおきということで結構だと思います。

○委員長（中村 悟君） ただいま、国のほうで対応をしているということで聞きおきという御意見が出ましたが、ほかに何か御意見がある方はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、御意見もないようですので、陳情第6号及び陳情第7号につきましては聞きおきとさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、事前に質疑をいただいておりますので、質疑についてに入ります。

事前質疑、2017年の道路交通法の改正の対応についてを議題といたします。

質問者の野呂議員、質問事項の御説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君） 2017年の道路交通法改正の対応についてお伺いをいたします。

2017年の改正で、重量3.5トン以上、7.5トン未満の車両を運転できる準中型免許が新たに定められました。市消防団が保有する車両19台は全て準中型免許で運転する3.5トン以上の車両です。改正以前から普通免許を持っている団員については、これまでどおり3.5トン以上の消防車両の運転が可能とされていますが、改正後に普通免許を取得した場合は準中型免許の取得も必要となります。

これは、2016年の12月議会で大平議員も質問をされています。そのときの答弁では、現在、岐阜県消防協会が実施している消防団員の加入奨励金や人材育成事業費補助金の活用も

視野に入れつつ、県や国が対応されない場合は、市単独でも助成を検討してまいりますとしています。学校等を卒業し、車の免許を取る方はいますが、準中型免許取得者は限られると思います。今後、対応が必要な団員もふえてくることが予想され、早目の対応が求められます。

現在、対応策を検討されていると思いますが、どう対応するお考えなのかをお伺いいたします。

○委員長（中村 悟君） それでは、この件につきまして執行部の説明をお願いいたします。

○防災安全課長（武藤 務君） 2017年の道路交通法の改正により、準中型免許が導入され、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した方は、車両総重量3.5トン以上の車両が運転できなくなりました。

委員御指摘のとおり、市が所有する消防自動車は全部で19台で、全てが3.5トン以上です。また、現在の消防団員の運転免許証の取得状況ですが、平成31年4月1日時点の団員328人のうち、運転免許を取得していない者3人、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者2人でございます。運転免許取得者のうち、2人が消防自動車を運転できない状況です。

本市における対応策としましては、平成28年12月議会における一般質問でお答えした内容と重複する部分もございますので、当時の答弁内容やその後の状況を交えてお話しさせていただきます。

当時、大平議員から消防団員に対する準中型免許取得の支援制度についての一般質問がありました。その際には、全国レベルの問題で消防団員確保の観点からも国や県が支援すべきと考えており、今後、準中型免許取得に係る助成制度の創設を要望していく旨の回答をさせていただきます。

その後、市は県や市長会を通じて助成制度の創設を要望してまいりましたところ、国においては平成30年度以降の準中型免許の取得について財政支援を行うこととされました。

しかしながら、準中型免許を取得するには自動車学校で必要な課程、技能講習13時間、それから学科教習1時間程度になりますが、それらを修了するのに何日間かの通学が必要で、団員にとってはかなりの負担となります。そこで現在、市は消防団員が消防車両を運転する場合の特例制度の創設を国に対して要望しています。これは、消防学校などで技能教習を受講することにより準中型免許の受験資格を得られるようにするもので、引き続き国に対して要望してまいります。

また、これは長期的な展望となりますが、現在市にある消防自動車は準中型免許が必要となりますが、普通免許で乗れる消防自動車を製造する業者もあらわれてきました。消防自動車の耐久性や能力の低下を招かないかなどの問題もありますが、消防署、消防団などと協議し、導入を検討していくことも一つの方向性であると考えています。

現行の消防自動車、準中型自動車の運転については、免許取得後、3年間は運転することができないことがあります。たとえ、準中型免許を取得したとしても、消防自動車を運転す

ることができない場合があります。

また、可児市消防団は各地区で消防団員の団員任期が慣例により決まっており、短い地区では2年間です。たとえ、取得支援を受けて準中型免許を取得したとしても、2年間で退団した場合、効果が非常に限られてしまいます。

全国的な事例では、助成制度を用いて準中型免許を取得した団員はその後5年、10年といった一定期間消防団に在籍しなければならない条件を付しています。このような運用が本市に受け入れられるかどうかといった問題もあり、国が行っている財政支援を直ちに本市の制度として取り入れるまでには至っていません。

準中型免許創設にかかわる問題につきましては本市の課題ではありますが、全国的な問題でもあります。国に対して要望していくとともに、他市の状況を調査し、消防団と十分に協議しながら本市における対応策を検討してまいります。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして質疑がございましたら。

○委員（野呂和久君） 先ほど御指摘をさせていただいたとおりで、消防団員の任期とかと、その補助をするにしてもいろんな要件がこれから設定していく上で課題もあろうかと思ったり、免許を取っていくというのに時間がかかるので、その方がお仕事もされている中で、という辺りもあるかと思いますが、今後、今の段階ですが関係団体と意見交換などをされているのか、またどのような御意見が出ているのかをお聞きしたいと思います。

○防災安全課長（武藤 務君） 関係団体、具体的には消防団ということになるかと思いますが、消防団については、平成29年3月の消防団の役員会において協議しております。そこでは、市単独の問題として動く事案ではないこと、それから岐阜県全体でまとまって国に働きかけていくことが協議されました。

また、事務局からは、平成29年度以降の名簿から免許取得年月日の情報を新たに加え、団へ情報提供することにより、団員の消防自動車の運転について注意喚起し、団との情報共有を図っています。

市と消防団の問題意識は共有しておりますので、今後さらに協議を重ねるとともに、他市の事例を参考にしながら方向性を見出していきたいと考えております。以上です。

○委員（野呂和久君） 先ほど、国のほうから財政措置ということでしたが、どのような内容の財政措置でしょうか。

○防災安全課長（武藤 務君） 具体的には、特別交付税による財政措置ということで、かかった経費の0.5、2分の1が措置されるという内容のものでございます。以上です。

○委員（野呂和久君） もう一つですが、現在328名中のお二人がその対象ということですが、この方も後々は退団をされて班長なり、また役をやるということになると、その入られた後、また車には乗れないという形かなと思いますが、現段階では、そういう方についてはまだそうした市のほうの補助がないので、何とか早期にこれについて対応していただきたいと思っております。以上です。

○総務部長（田上元一君） ちょうど、先ほど防災安全課長のほうから国の財政制度もできてきたということで、これまで国等への要望という形で各市町村が動いてきたのがいよいよ各市町村、あるいはどこかで独自の対応策をとというのが県内でも考え始められているというような状況だというふうに思っております。

それで、近隣の市町村等を確認しますと、今年度、来年度とかそれぐらいに何とか助成制度を確立していきたいというようなお声もちらちら聞いております。

これまで消防団のほうとはそうした団員の方々が乗ることがないようにしっかりと規律を守ってほしいというような共通意識だったのですけれども、これから、今委員が御指摘のように、消防団員の確保という観点からも必ず課題として上がってくるというふうに思っておりますので、今年度、しっかりと消防団と詰めながら、早期にそうした助成制度のほうも導入していけるような方向性を見出していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） 野呂委員、よろしいですか。

ほかに質疑、御意見のある方はございませんか。

○委員（可児慶志君） ほかの市での対応はどうですか。ほかの市での対応というのは、やっぱり可児市と全く同じことですか。

○防災安全課長（武藤 務君） 今、総務部長が申しあげましたとおり、少しずつ出てきているという中で、ことしからですけれども、例えば笠松町とか北方町、町ですけれども、こちらのほうがことしから補助制度を設けていくと。その場合、やはり何らかの、先ほど申しましたけれども、消防団でいる期間を一定期間付しているというような形でやっておりますし、あと今後、令和2年度、令和3年度に検討をしていくというところが6市町ほどございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

○委員（山根一男君） 普通免許で運転できる消防車両というのが今お話にありました。それは3.5トンを下回るという意味だと思うんですけど、そもそも今のは何トンで、それを下回るということはどれぐらい、何というか、能力というか大きさも含めて変わるということなんでしょうか。もしわかる情報がありましたらお願いします。

○防災安全課長（武藤 務君） 消防のポンプ能力がまず一つ劣ってくるという形のものになってくるかと思えます。

あと、やはり車両重量を3.5トン未満に落としていますので、何というんですか、プラスチックとか、強化プラスチックになるかと思えますが、そういったものでつくられておりますので、見た感じはちょっと耐久性に劣るのではないかなというようなどころが見受けられるといったものになります。

済みません、以上です。

○委員長（中村 悟君） 山根委員、よろしいですか。

○委員（高木将延君） 済みません、今普通免許のみの方が2名ということなんですけど、こ

れはやはり今後ふえてくる可能性のほうが大きいんだなというふうに思います。

現段階で新入団員の平均年齢等から考えるとタイムリミットというか、いついつまでに必ずやらなきゃいけないというところが出てくると思うんですけど、今そのあたりの算出なんかはされていないでしょうか。

○防災安全課長（武藤 務君） 具体的な算出はしておりませんが、間違いなくこれからふえてくるという認識ではありますので、早急に検討してまいりたいと思います。以上です。

○総務部長（田上元一君） 先ほど、総務省からの財政措置というのがことしの3月27日の通達で来ております。ということは、今年度からいわゆる財政措置も国としてしっかり応援していくよという体制になったということです。いよいよ各市町村で独自の策というのをしっかりと検討していかなくてはならないという段階に来たということははっきりと認識をしております。

一方で、消防団のほうでいえば、そうした免許の対象じゃない方も入れなくてはいけないような状況に陥っていることは事実ですので、これはこれまでの消防団との共通認識をもう一步進めて、今度は助成制度や、あるいは新しい団員の加入についてのしっかりとした方向性というのを見定めていくという段階に入ったなというふうに理解をしております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。この後の関係部課長以外の方は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時36分

○委員長（中村 悟君） それでは、おそろいようですので、委員会を再開したいと思います。

それでは、次に報告事項で、1番目の会計年度任用職員制度が創設されることに伴う条例の新規制定及び一部改正についてを議題といたします。

執行部の御説明をお願いいたします。

○市長公室長（酒向博英君） 私からは、9月議会に上程する予定の条例について御報告をさせていただきます。

事前資料の資料ナンバーの4をお願いいたします。

まず、1つ目の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う条例の改正等についてという部分でございます。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われまして、一般職の会計年度任用職員制度を新たに創設し、任用、服務規定等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員

及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うということで、令和2年4月より会計年度任用職員制度へ移行してまいります。

次の9月議会におきましては、これに伴う新規の条例制定と現行の関係条例の一部改正を予定しております。

新規条例につきましては、地方公務員法により職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等は条例でこれを定めなければならないと規定されていることから、新たに一般職の公務員として定められた会計年度職員に係る事項を定めるものでございます。

なお、現在の期間業務職員につきましては規則で運用をしております。

それから、現行条例の一部改正につきましては、この会計年度任用職員制度の創設に伴い、地方公務員法を引用している関係例規、条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、2の臨時・非常勤職員制度の主な改正内容ということで、今回の会計年度任用職員への移行の内容でございます。

現在、可児市も含めまして地方公共団体で任用されている臨時・非常勤職員は、地方公務員法に基づき、その点線の四角のア、イ、ウとありますが、この3つになります。

アとして、特別職非常勤職員。これは、本市でいう嘱託員等でございます。

それから、イの一般職非常勤職員。これが、本市の多くを占める期間業務職員でございます。

それから、ウの臨時的任用職員ということで、これは現在、本市には該当職員はおりません。

この3種類に区分をされておりますが、これが全国の自治体ごとで呼称ですとか、任用、勤務条件が異なっておるとというのが現状でございます。

今回の法律改正の柱である、その資料でいう①の特別職及び臨時的任用職員の任用根拠の厳格化と、②の一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の創設、これによって、現在の臨時・非常勤職員というのは各自治体ばらばらであったものが全国的に統一的な取り扱いになるというものでございます。

今申し上げました本市における嘱託員、それから期間業務職員でございますが、その職種につきましてはそこに書いてありますとおり、嘱託員というのは本市では学校医、学校歯科医以下、そこに書いてある職務に従事する職員の方々でございます。それから、期間業務職員は事務補助職員、それから保育園・幼稚園の職員、それからキッズクラブ指導員、ほか、そこに書いてあるような職務に従事している職員の方が現在期間業務職員というふうに呼んでおります。

裏面をお願いいたします。

3の現行制度から会計年度任用職員制度への移行ということで、今回の法律改正、来年の4月1日から条例改正によって本市の現在の期間業務職員は全てこの会計年度任用職員として任用することになります。

また、嘱託員等のうち、特別職非常勤職員というのはこれも法律で限定されまして、「専

門的知識経験、識見に基づき市に対して助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務」に該当する事務を行わない者ということで、かなり絞られます。

したがいまして、これに該当しない者は全て会計年度任用職員に移行、任用するということとなりますので、先ほど説明した可児市の嘱託員のうち、この会計年度任用職員に移行しない職員、いわゆる嘱託員として残るのは学校医とか学校歯科医とか、そうした限られた職種になります。

次に、4つ目の現行制度と会計年度任用職員制度の相違点ということで、これは会計年度任用職員の任期、給与、それから勤務状況の処遇を条例で規定するわけでございますが、現実的には現在の期間業務職員、それから嘱託員等、その処遇等はほぼ変わりません。これは、自治体によっては、例えばボーナスを支払っていないという自治体もありますが、この移行によって多くの自治体がそういったものも支給することになってくると思いますが、可児市については既にもう今期間業務職員につきましては支給しておりますし、それから勤務時間等もほぼ変わらないというふうに見込んでおります。

なお、現行の嘱託員は今更新回数に制限を設けておりませんが、会計年度任用職員制度へ移行することによって更新回数に現行の期間業務職員と同様に制限が設けられると。だから、嘱託員から会計年度任用職員に移行される方については、今までは期間がなかったものが現在の期間業務職員と同じように期限、制限が設けられるということになります。

最後、参考でございますが、6月1日時点の職員数でございますが、期間業務職員、嘱託員の在職者数は523人ということでございます。内訳は、期間業務職員が475人、嘱託員が49人というふうになっております。

以上が、9月議会で上程させていただく予定の主な内容でございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

この件につきまして、質疑等ございますか。

○副委員長（出口忠雄君） ありがとうございます。

今説明いただいたこの資料から、一番最後のところですけど、期間業務職員、嘱託員等の在職者数、令和元年6月1日現時点というところで、合計523名で内訳が475人、49人とあるんですけど、1人これは人数が足りないんですけど、何かこれは意味があるんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 申しわけありません、資料のミスでございます。どちらか、合計が正しいのか、今の内訳が正しいのか早急に確認をいたしまして御報告をさせていただきます。申しわけありません。

○委員長（中村 悟君） ほかに、質問や何か御意見がある方はございませんか。

○委員（山根一男君） そうしますと、今の説明で嘱託員の方で今度会計年度任用職員に変わるという方が一番影響が大きいような気がするんですけど、49人今いらっしゃるということですけど、そのうち何人ぐらいが移る予定ですか。推計はできていますか、お願いします。

○市長公室長（酒向博英君） その内訳を見ていただきますと、先ほど申し上げました学校医、歯科医、学校評議員等ですね。それ以外ということになりますので、済みません、内訳

につきましてはちょっと今手元に正確な人数の資料は持っておりませんので、人数につきましても後ほど調べて回答させていただきます。

○委員（山根一男君） 専門的知識、経験等を有する者ということであれば、相談員とかそういった方も該当すると思うんですが、そうではないということなんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 今相談員は、例えば高齢福祉課の老人相談員の方とか、いろいろな相談員が何人もいるんですけど、かなり、国が求めているのはここに書いてあります高度な知識という、そういった立場でということになっておりますので、今見える相談員の方は期間業務職員に移行するというふうに考えております。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項の２．農業共済組合の１県１組合化についてを議題といたします。

執行部の御説明をお願いいたします。

○産業振興課長（加納克彦君） 資料５のほうをお願いいたします。

農業共済組合の１県１組合化について御報告をさせていただきます。

平成 22 年 11 月に農林水産省より農業共済団体等に対し、農業共済団体等における 1 県 1 組合化の取り組みの推進について通知がされ、以降、全国的に 1 県 1 組合化が取り組まれました。平成 30 年 9 月末時点で、33 都府県が農業共済組合の 1 県 1 組合化に移行をしております。

岐阜県におきましても、農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指しまして、1 県 1 組合化に移行するという事で、県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、中濃地域農業共済事務組合を解散することとなります。

資料中、中ほどに図を載せておりますが、現在、県内には中濃地域農業共済事務組合を含む 5 つの組合と、各農業共済組合の共済掛金を取りまとめ、国との間に入って保険業務を行う連合会がございまして、5 つの組合のうち、西濃農業共済組合を除く 4 つの組合が解散をし、これらの地域について西濃農業共済組合が区域拡大をしまして、県下全域を対象とした新組合、岐阜県農業共済組合となります。

その後、岐阜県農業共済連合会が権利義務を新組合に承継し、解散しまして、新組合は連合会の権利義務を承継した特定組合となります。特定組合とは、農業保険法において県連合会の権利義務を承継した農業共済組合で、公共的性格を有した団体でございます。

新組合の設立は令和 2 年 4 月 1 日の予定で、特定組合となる日は令和 2 年 5 月 1 日の予定ということでございます。

今後の予定でございますが、農業共済組合の 1 県 1 組合化、特定組合化に向けまして、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分、それから組合規約の一部改正について令和元年 9 月議会に上程をさせていただき予定としております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） この件につきまして質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） これは今2段階というところとあれですけど、2段階になっているという、もう少し詳しく説明してもらっていいでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 今おっしゃられたように2段階になるということなんですが、今までは3段階ということで、一部事務組合があつて連合会があつて、国があるということになります。

この事業体制が3段階から2段階になるということで、中間組織が省かれるということで共済金の支払いが早くなるというメリットがございます。また、3段階から2段階にするということで事業規模、5つの組合が統合するという形になりますので、規模拡大がされるということで安定的な財政基盤を確保されるということ、それから危険分散を図るというセーフティーネット的なメリットもあるのではないかと考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） 高木委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。ありがとうございました。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時56分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項3の報告第7号 出資法人（土地開発公社）の経営状況説明についてを議題といたします。

執行部の御説明をお願いいたします。

○総合政策課長（肥田光久君） よろしくをお願いいたします。

それでは、報告第7号 出資法人（土地開発公社）の経営状況説明をさせていただきます。資料番号7.平成30年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書をごらんください。

1ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございます。

1つ目、事業の状況です。

公有地取得事業として、下恵土地内の市道117号線道路整備事業805.93平米、4,582万8,576円の取得を行っております。これには、補償費の821万円ほどを含んでおりますので、純粋に土地の取得といたしましては3,761万1,590円になります。

次に、総合会館分室駐車場整備事業として344.84平米、1,572万4,704円の取得を行いました。

続きまして、(2)公有地処分事業でございますが、市道117号線の道路整備事業として126.78平米、598万3,882円でございます。

次に、可児駅前線・前波田白線交差点改良事業につきまして 159.82 平米、1,277 万 4,072 円の処分を行っております。

次に、2 番、財務の状況でございます。

収益につきましては、事業収益が 1,876 万 6,954 円でございます。これは、先ほど説明いたしました公有地処分の収益に中部電力の電柱占用料による利益 9,000 円を加えたものとなります。事業外収益といたしまして、受取利息が 32 万 6,582 円となりまして、収入の合計が 1,909 万 3,536 円となりました。

支出といたしましては、事業原価として 1,875 万 7,954 円、販売費及び一般管理費として 4 万 9,560 円となりまして、支出合計は 1,880 万 7,514 円となりました。よって、当期の純利益として 28 万 6,022 円を計上しております。

また、業務活動資金については借入金はなく、余裕金の 7 億円を定期預金として運用しております。

次に、2 ページをお願いいたします。

監査の実施状況でございます。

平成 30 年 4 月 24 日に、平成 29 年度の土地開発公社の事業報告及び決算についての監査を行っていただいております。

次に、4 番、一般庶務事項でございます。

1 つ目、公社役員の任命等でございますが、任命と辞任は市職員の人事異動に基づいております。平成 30 年 4 月 1 日付で任命が 4 名、平成 31 年 3 月 31 日付で辞任が 3 名となっております。

理事会の開催と付議事項でございます。

表にあるとおりでございますが、5 月に平成 29 年度の事業報告及び決算の承認、12 月に事業計画変更、それから補正予算の承認、3 月に平成 31 年度の事業計画及び予算の承認についての合計 3 回開催をいたしております。

以上が、平成 30 年度の事業報告となります。

続きまして、決算報告でございます。3 ページをごらんください。

1 つ目、収益的収入及び支出でございます。

(1) の収入になります。

決算額につきましては、先ほど 1 ページで御説明をしておりますので、決算額の右側の予算額に比べ、決算額の増減という欄をごらんください。

上から 2 つ目の、公有地取得事業収益で 1,277 万 3,954 円の増額になっておりますけれども、これは可児駅前線・前波田白線交差点改良事業が当初予算に入っておりませんでした。市から売却の申し入れがございましたので、それに応じて売却したため増額したものでございます。

それから、その下の (2) 支出でございますが、第 2 款販売費及び一般管理費ですが、これらは役員報酬と事務経費等になります。

4 ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

公有地取得事業費に不用額が1億4,311万5,720円ございますが、主な理由といたしましては、市道112号線道路整備事業用地——これは土田地内ですが——の取得予算1,710万円が実施されていないこと、それから市道6020号線、市道6151号線道路整備用地、これも同じく土田地内でございますが、これの取得予算7,511万9,000円が実施されていないこと、それから土田渡多目的広場整備事業用地の取得予算479万6,000円が実施されていないこと、市道6020号線、市道6151号線道路整備事業の代替地取得予算4,150万円が実施されていないことによるものでございます。

5 ページをごらんください。

平成30年度の損益計算書になります。

事業収益等につきましてはこれまで御説明させていただいたとおりでございます、差し引きをいたしまして、最下段、当期の純利益といたしまして28万6,022円となります。

次に、6 ページをごらんください。

平成30年度の貸借対照表でございます。

表左側、資産の部です。

1の流動資産といたしまして、(1)の現金及び預金として7億8,762万5,068円でございます。

(3)から(5)は土地でございます。土地の合計は5億1,395万636円になります。

以上、流動資産といたしましては13億157万5,704円でございます。

その下の固定資産といたしましては、長期性預金、これは基本財産になりますけれども、500万円でございます。

以上、資産合計といたしまして13億657万5,704円でございます。

次に、表右側に移りまして、負債の部でございます。

流動負債が24万円ございます。これは、市道117号線道路整備事業の移転に伴う補償金に関しまして、移転が3月の末に行われた方がございまして、後払い分の24万円を未払金として計上しています。なお、この当該未払金については4月9日に支払い済みとなっております。

その下の資本の部ですけれども、資本金として基本財産が500万円、準備金として前期繰越準備金が平成29年度からの繰り越しの13億104万9,682円、当期純利益といたしまして28万6,022円ですので、資本の部の合計は13億633万5,704円となります。そして、負債資本の合計として13億657万5,704円となります。

7 ページをごらんください。

財産目録になります。

それぞれの内容は先ほどの貸借対照表と重なるものでございまして、表左側の一番下、資産合計は貸借対照表の資産合計と同額になります。右側の負債の部につきましても、貸借対

照表の負債の部と同額で、差し引き正味財産としては13億633万5,704円となります。

それから、8ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書です。

これは、資金の増減をあらわしているものでございまして、一番右側の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度分をごらんください。

内容につきましては先ほど来御説明を申し上げているところですが、1つ追加で御説明をいたしますのが、表の上段5つ目、未払分公有地取得事業支出498万円でございます。

これは、平成29年度の未払い分を平成30年度に支払った分になります。

内訳は、市道117号線整備事業の1名の後払い金150万円と、可児駅前線・前波田白線交差点改良事業3名の後払い金348万円となります。

後払い金につきましては、取得後に登記を行った後で支払うこととなりますけれども、この手続が平成29年度中に終わらなかったため、支払いが翌年度に持ち越されたものでございます。

このような現金の増減がありまして、下から3段目、現金預金の増減額といたしまして4,724万9,304円減額いたしまして、期末残高として7億8,762万5,068円となっております。

9ページ以降につきましては、附属の資料となります。

9ページは、公有地の取得、それから処分の状況の一覧になります。

10ページにつきましては、公社が保有いたします土地の明細表になります。

11ページにつきましては、保有する土地の増減の状況を示しております。

12ページにつきましては、資本金明細、現金預金残高明細になります。

13ページにつきましては、引当金明細表、ほかになりますけれども、引当金と未収金については該当がございません。未払金につきましては1件24万円ありますが、これは先ほど説明したものでございまして、後払い分が平成30年度中に完了しなかったため計上をしたものでございます。

以上が、平成30年度可児市土地開発公社事業報告と決算になります。

続きまして、資料番号の8をお願いいたします。

表題は平成31年度となっておりますが、令和元年度になります。土地開発公社事業計画書及び予算書でございます。

1ページをごらんください。

事業計画になります。

公有地取得事業につきましては、代行用地として5件、代替地として1件を予定しております。可児駅西側の南北道路の市道117号線道路整備事業として965平米、4,606万5,000円。

市道112号線道路改良事業として、これは土田のKYB東工場から小林三之助商店、大王製紙へつながる道路でございますが、1,043平米、2,556万9,000円。

続きまして、市道 6020 号線・市道 6151 号線道路整備事業、これは K Y B の駐車場から土田渡多目的広場の駐車場へと続く進入路になりますけれども、499 平米、1 億 1,032 万 3,000 円。

それから、可児駅前線・前波田白線交差点改良事業として 279 平米、2,967 万円。

土田渡多目的広場整備事業として 1,262 平米、479 万 6,000 円を予定しております。

以上、代行用地として 4,048 平米、2 億 1,642 万 3,000 円となります。

続いて、代替地として市道 6020 号線・6151 号線道路整備事業ですが、こちらで 1,596 平米、4,150 万円を予定しております。令和元年度の公有地取得事業として合計 5,644 平米、2 億 5,792 万 3,000 円となります。

続きまして、公有地処分事業です。処分は 1 件となります。市道 117 号線道路整備事業で 1,051 平米、4,988 万 6,000 円となります。

2 ページをごらんください。予算でございます。

先ほど、1 ページで説明した部分と重なる部分については省略をさせていただきます。

第 3 条の収益的収入及び支出の中で、第 1 款事業収益の第 2 項附帯等事業収益。これは先ほどの決算でも御説明いたしました。坂戸地内の中電の電柱の占用料になります。

第 2 款の事業外収益の受取利息につきましては、21 万円を予定しております。

支出につきましては、第 2 款の販売費及び一般管理費として 7 万円計上しておりますが、これは役員報酬と事務費を予定しております。

続きまして、1 ページ飛びまして、4 ページをお願いいたします。

4 ページは、予算の実施計画になります。

下の表の支出の款 2 販売費及び一般管理費でございますが、これは先ほどからも説明しております 7 万円の内訳として記載をしておりますが、人件費として 3 万円、経費として 4 万円を計上しております。

続いて、少し飛びまして 7 ページをお願いいたします。

7 ページは、平成 31 年度末予定の貸借対照表になります。先ほどの事業を行った結果、平成 31 年度末ではこのような状況になるというふうに予定をしております。

8 ページと 9 ページにつきましては、平成 30 年度の予定損益計算書と予定貸借対照表でございます。これは、先ほどの決算の中で御説明申し上げましたので、説明は省略をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、何か質疑、御質問はありませんか。

○委員（可児慶志君） 事業収益、事業総利益が費用よりもかなり少ないのでどんどんと食っていくことになりますよね、利益というか余裕金を……。

普通は、民間で考えれば経費がかかる分ぐらひは、販売価格に上乘せを当然するんだけど、そのところの考え方というのはどういう考え方でやっているんかね。

○企画部長（牛江 宏君） 年度ごとで推移しますと目減りしているところもあるんですけども、基本的には、土地開発公社は市のほうの代行用地及び代替用地としてお金の出入りがあるだけでございます。

それ以外には、事業外収益としては中部電力の電柱占用料と、あとは利息になり、実際に支出しているのは監査委員さん1人への報酬だけになりますので、差し引きすれば、実質的には土地のお金についてはプラマイゼロで、今申し上げたように実質入ってくるのは中部電力の電柱占用料と、あとは利息で、出ていくのが監査委員さんの報酬ということになりますので、その中でほぼ同じラインで動いているのかなというふうには理解しておりますので、あえて土地開発公社として利益を上げるような事業をやるかといいますと、今の市の方針を受けての土地開発公社の動きとしては自主事業で何か土地を買って、例えば市の事業に関する代替地を生み出すとか、そういう事業まで手を出すことはしないという方向で進んでおりますので、おっしゃられることは重々承知しながらも、今の土地開発公社の全体の動きとしてはそんなに大きなものではないかなというふうに理解しております。

それで、実際見ていただいてわかりますように、総資産としては13億円ほどございますので、その中で上手に、市の用地買収等、実際動きづらいところを支援していくという組織としてこれからも継続していくのかなというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

ちょっと途中で、市長公室長、先ほどのお答えを。

○市長公室長（酒向博英君） 失礼します。

申しわけありません。じゃあ、先ほど御質問をいただきました2点についてお答えをさせていただきます。

まず、出口委員から御質問がありました人数の関係でございます。

間違っておりましたのは内訳の期間業務職員でございます、これが474人でございます。訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

あともう一点、山根委員からの御質問でございます。

資料をもう一度見ていただきますと、この「嘱託員等」という表現をさせていただいております。この「嘱託員等」の中に学校医ですとか学校歯科医、学校評議員等は含まれておりますが、この「嘱託員等」の中で、嘱託員は今の49人で、相談員とかそういった方49人は全て期間業務職員へ移行するというふうになります。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

よろしいですか、山根委員。

それでは、続きまして報告事項の4. 地方創生推進交付金事業の結果についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○総合政策課長（肥田光久君） では、よろしくをお願いいたします。

地方創生推進交付金事業について御報告を申し上げます。

この地方創生に関しましては、平成 27 年度に総合戦略を策定いたしまして、毎年度、必要な見直しを行ってきております。昨年度も 9 月議会で報告をさせていただきましたし、今年度もその予定でございますが、この地方創生に関連しまして国の交付金を使った事業について報告をさせていただくものでございます。

それでは、資料の 6 をお願いいたします。1 ページ目でございます。

1 つ目が、コミュニティバス交通ネットワーク推進事業でございます。

この事業は、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間にわたって実施される事業でございます。平成 29 年度は日曜・祝日におけるコミュニティバスの実証運行と、地域交通網形成計画の基礎調査を実施しております。平成 30 年度、昨年度は平成 29 年度の事業を受けまして、市の公共交通のマスタープランとなります公共交通網形成計画の策定を行っております。市内外のバス路線の展開状況ですとか、J R 可児駅周辺の環境の変化、前年度実施しましたアンケート等を踏まえまして、公共交通網形成計画の策定を行ったものでございます。これは、今年度令和元年度に行いますコミュニティバスの見直し等の指針になるものというふう

に理解をしております。

それでは、2 ページをごらんください。

当該事業に係ります重要業績評価指標、いわゆる K P I の実績値を掲載しております。

指標として、新たな観光交流人口の増加、それからコミュニティバス年間利用者数を掲げて

しております。

本事業の最終的な目標というのは、やはりこうした利用者の増加に資することございまして、当該指標を引き続き設定をしておりますけれども、平成 30 年度の事業内容と具体的にリンクしているかというとなかなかそこはわかりづらいところがございますけれども、達成度といたしましては観光交流人口が増加、達成しております。

それから、コミュニティバスの年間利用者数については若干、達成には至りませんでしたけれども、利用者数そのものは 4,000 人近く増加をしております。これは、平成 29 年度の実証運行を受けて平成 30 年度から本格運行をしました K バス・K タクの成果が出ているというふう

に認識をしております。

この K P I の評価といたしましては、現状把握ができたということを記載しております。

今後の方針といたしましては、コミュニティバスの運行改善を行って利便性向上を図り、

利用者の増加につなげていくというふう

に考えておるところでございます。

続きまして、3 ページをごらんください。

ぎふ・歴史街道観光推進事業でございます。これは広域連携事業といたしまして、岐阜県、中津川市、恵那市と本市が連携をして実施をしたものでございます。

1 つ目、情報発信の強化ということで、全国山城サミット安来大会及び「お城 E X P O

2018」において「岐阜の宝もの」であります東美濃の山城のブースを出展してPRを行っております。全国の山城ファン、歴史ファンに対して効果的に情報発信ができたというふうに考えております。

それから2つ目、周遊・滞在事業の実施ということで、「戦国宝探しin東美濃の山城」を企画実施、さらに、東美濃の山城周遊スタンプラリーを企画実施しております。この東美濃地域において子供向けの企画や山城ファン向けの企画を実施し、新たなファン層の掘り起こしですとか、地域内での滞在時間延長を図ることができたというふうに考えております。

4ページをごらんください。

こちらでもKPIの実績値を掲載しております。

指標といたしまして、観光入り込み客数を掲げております。目標に対しまして実績値が22万人ということで、目標値を大きく上回ることができたというふうになっております。

KPIの評価といたしましては、広域連携が有効に機能していたと認識をしております、今後も同様に情報発信の強化ですとか、周遊滞在型観光の促進を図るなど、さらに観光入り込み客数の増加を図るというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑のある方はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、報告事項の5. 可児市公共施設個別施設計画の策定についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○総合政策課長（肥田光久君） よろしく申し上げます。

それでは、可児市公共施設個別施設計画策定について御説明を申し上げます。

本市では、平成27年3月に策定いたしました可児市公共施設等マネジメント基本方針を受け、平成29年3月に可児市公共施設等マネジメント基本計画第1期アクションプランを策定し、公共施設等に係る総合的な管理計画を進めております。このたび、これらの下位計画となります個別施設計画の策定に着手いたしましたので、御報告をさせていただきます。

資料の7をごらんください。

1つ目、策定の目的と位置づけでございますけれども、厳しい財政状況の中で財政負担の軽減、平準化を図りながら施設の老朽化対策等に取り組むために施設の状態、それから対策の内容ですとか、実施時期等を定めまして、市が所有する施設ごとの具体的な対応方針を定めるということになります。

この公共施設個別施設計画における施設改修の対策時期、内容、費用等につきましては、財政状況を踏まえた現実的な計画として、今後の財政計画に反映させるというふうに考えております。

また、この公共施設個別施設計画は国から令和2年度までに策定することが求められておりまして、令和3年度以降の施設改修等に係る国の財政措置を受ける場合、公共施設個別施設計画の策定が前提となることが考えられます。

次に2つ目、対象施設です。

これは、本市が所有する全ての施設について策定をいたします。

3番、計画期間ですが、計画期間は10年とし、5年を目途に見直しをしております。

策定スケジュールでございます。令和2年度末までに策定をいたします。しかし、先ほど申し上げましたように、国の財政措置を受ける際に計画の策定が必要な場合は前倒しで策定をするということにいたしております。

計画に記載する内容は、5番の計画の構成の表に列記したとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

質疑のある方はございませんか。

○委員（高木将延君） 建物の個別の計画ということなんですけど、これは利用頻度とか、あと駐車場の関係なんかはどのようなふうになっているのかなというふうにちょっと考えていまして、実際、今回総合会館分室がなくなって総合会館のほうに移動してきたとかでゴールデンウイークに引っ越しがあったんですけど、それからちょっと市役所の駐車場とかがちょっと混み合っているような感を受けていまして、そのあたり、建物の許容量とかあると思うんですけど、統廃合とか考えた場合に駐車場等どのような位置づけになるのかなというのを少し教えていただけますか。

○総合政策課長（肥田光久君） 統廃合、特に今のお話ですと、統合、集約ということになるのかと思うんですけども、それを検討する際には、当然、その駐車場利用というのも前提になってまいりますので、そういったものも含めて考えていくということになるかと思えます。

○委員（高木将延君） もちろん、この計画にも位置づけられていくという考えでよろしいんですか。

○総合政策課長（肥田光久君） その駐車場の管理ということについては、位置づけはありません。

○企画部長（牛江 宏君） 今、ちょうどお尋ねの話が市役所という前提もあろうかと思いますが、市役所の駐車場につきましては、実は東の駐車場以外にも職員がとめているところを含めて川の北側にもありますので、今後、今の総合会館がたまたま前にこちらにあったのが一時移転してまた戻ってきて、機能とかそれ以外の部署がふえてというところですので、そのあたりはそれぞれの施設が管理運営上の話として必要であればしっかり考えていくという、今回、市役所の例をとればそうですし、特に今市役所だけをとれば駐車場が不足しているわけじゃなくて、たまたま職員が一部市役所東の駐車場も利用させてもらっているというような利用形態の話ですので、当面はそういうところで対応して、実質的に今の課長が申し

上げました統廃合のときに全然、例えばですけれども、100人、100人規模のところを将来統合することで150人規模、要は200人にはしないけど、統合することで規模は大きくなるけれどもといったときには、それはその施設の中でどういう利用が必要かという中での判断ということとして、特に今回の計画については統廃合は対象になっていないんです。

というのは、10年間では統廃合をする施設はうちはないものですから、今回の計画の中ではそういうものはないです。

ただ、その先にこれを更新していく中で統廃合というのが対象になっているものも、当然、基本計画の中では位置づけられておりますし、それ以外にも必要だということになれば今のような駐車場というのは当然その時点での議論にはなるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（山根一男君） ちょっとこのボリューム感といいますか、公共施設等総合管理計画の中にもいろいろとメンテナンスすると書いてありましたが、それを全部個別、数としては90ぐらいでしたっけ、それぞれについて詳しく計画を立てるとということなんでしょうかね。

どういうイメージか、もう少し具体的なところでお願いできますでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） 対象の施設数が全部で幾つというのは、一覧はあるんですが、合計はちょっと出していないものですから今すぐお答えできないですが、基本的には施設、施設、一つ一つの施設の状況を踏まえまして、これについてはどの時点でどういった改修が必要であるということ、それについてどのぐらいの費用がかかるんだということ、そういったことを一つ一つの施設について明記してまいります。

○企画部長（牛江 宏君） 今お手元にお配りした裏面を見ていただきますとわかるんですけれども、特に施設の劣化状況については今、基本計画にはそこまでは明記はしていないはずですので、そういうところについてはしっかり劣化状況を見ながら今回の公共施設個別施設計画ということをつくっていくということです。

ただ、年数ごとにこの時期が大規模改修の時期だという位置づけだけで終わっていますので、それを一歩進めるという話と、あと施設についてはいろんなくくり方があって、例えば小学校、中学校は基本的に1本で、その中に各施設が明記されてくる。要は、公共施設個別施設計画書としては1本で各施設が1つずつ上がる場合と、子育て健康プラザ マーノとか市役所のように単体でそれで公共施設個別施設計画書ができる場合と両方ありますので、それぞれ所管でそのくくりがどういうふうでいいかというのも含めて検討しながらつくっていくというふうに今のところ……。ちょっと実は、各所管でつくっていただくことになりますので、そのくくり方も総合政策課と協議しながら最終の各所管課が管理しやすいように、つくりやすいようにということは少し相談しながら進めることが必要かなというふうに思っております。

○副委員長（出口忠雄君） 繰り返しみたいな質問なんですけど、公共施設のところでマネジ

メント、管理していく中で改修とかこういうのがまたついて回るわけで、その計画を立てる際に改修する、取りかえる優先順位とか、そういうつけ方って利用頻度が高いとかそういうことも当然加味されるんじゃないかなとは思っているんですけど、また仮にほかと順番が入れかわるとか、そういうこともあり得るわけですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 当然、優先順位を判断してやっていくわけですけど、何よりもその施設の利用者の安全を確保する視点を第一に据えて、財政状況ですとか劣化の状況、そういったものを踏まえて総合的に判断をしていくということになります。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑、御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、もう発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。これ以降は委員のみで行いますので、執行部の皆さんは退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 34 分

○委員長（中村 悟君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

協議事項として、まず第 1 に議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

5 月の議会報告会についての意見交換会の際にいただいた意見、総務企画委員会の分をまとめていただいておりますけれども、これらの意見についてこの委員会での取り扱いを協議したいと思います。

何か御意見のある方は。

何か、特別取り上げて、次期委員会に申し送りのような形ですのようなものがあるか確認をするというところでとどめておくか。

○委員（高木将延君） 2 ページのところにありますけど、防災無線の火災放送の廃止の件について多くの意見をいただいたと思います。

いろいろ執行部からも説明を受けていまして、仕方がないと言うとあれですけど、理由はわかってはいるんですが、なかなか市民の方の不安感というのは残ったままなので、委員会、また議会としても何らかの回答というとあれですけど、何か示していかなければいけないのかなというふうに思っていますので。

防災の情報発信等についてはこの委員会でもやっていく事項になっていきますので、その間にもう少し皆さんで協議いただきながら、取り上げていくということが必要なのかなというふうに思いました。

○委員長（中村 悟君） ほかにどうか、その件につきましていいですか。

何か御意見がある方。

○委員（山根一男君） 私も高木委員と同意見ですので、研究テーマとして、もちろん執行部もいろいろと考えてはいると思うんですけども、市民の意見をしっかりと受けとめた上で

のよりよい方法について模索するという事で引き継ぎ事項になると思いますけれども、お願いしていきたいなと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見のある方。

○委員（澤野 伸君） 済みません、ちょっと引き継ぎ事項をもう先に見ちゃったんですけれども……。

○委員長（中村 悟君） 案です。

○委員（澤野 伸君） 2ページ目の「麒麟がくる」については、年度内でやれることも補正もやむなしぐらいに、ちょっと頑張れということで話はあったんですけれども、なかなかちょっと具体的にということが出ていないので、駐車場の件についていろいろと報告は受けているんですけれども、またさらにやはり準備期間として注力してほしいという思いもあって、改選後になりますけれども、委員会でも注視していただきたいなということで、書いてあることなんですけれど、意見です。

○委員長（中村 悟君） ほかに、とりあえず意見をいただいて方向を決めましょうか。

ほかは何か御意見がある方は。

〔挙手する者なし〕

御意見もなさそうですね。どうしましょう。

ざっくばらんに言っちゃうと、さっき引き継ぎ事項のところがあって、特別に、個別にこれはこうだという、なければ何かちょっと大まかになっちゃいますけど、大河の取り組みと、これはもともと総務企画委員会の防災とかというのはももとのことでしょうし、防災に関する事と大河への取り組みということについては引き継ぎ事項の中で送ったらどうかと、今ちょっとお話を聞いていたときに思ったんですけど、そういうやり方にしてはどうかというのがひとつ思っていますが、特別に議会報告会のこれに関して何か委員会で、あと時間もないので取り上げてと言われてもちょっと困りますので、引き継ぎ事項の中に言葉を入れるかという方法でどうかと思いますが、可児委員はどうですか。

○委員（可児慶志君） 火災放送のことについて、また美濃加茂市では意見書か、決議か何か出したんやね。復活するよというふうなのを出されているんだけど、可児市はちょっと本会議中でなかなか連携、情報交換というのはスムーズにうまくいかなかったと思うんだけど、美濃加茂市がそれを出し、可児市議会はどう対応するんやということもちょっと問われる部分があると思うんだけど、もうちょっと情報を密にして、足並みをそろえてやったほうが良いような気がするんだけど。

○委員長（中村 悟君） 火災放送についてはそうですね。可児市だけでええの悪いのと言っておっても、というか美濃加茂市さんのようにあっちだけで騒がれても、正直言うと困りますよね。

○委員（可児慶志君） だから、マスコミでは美濃加茂市がもうそういうふうに議会が対応したということを発表されていて、可児市議会は議会報告会の意見でこういうふうに出ているんだけど、何もしていないのかということにも時間がたつと言われかねないんだけど。本当

のところ、どう対応していくのかというのは課題に残ってくると思うんだけどね。

○委員長（中村 悟君） どういうふうに扱いましょうね。要するに、思うことは多分皆さん一緒によくわかるんだけど、何か委員会の対応としてどういうふうにしておきましょうか。

正直言って、今議会の6月議会の中でどうのこうのと言われてもどうしようもないんで、どういう形で今自分が思っているのを生かすかという、今、一つの案としては引き継ぎ事項のところ、そういう言葉を入れてというのが一番かなというのが先ほどちょっと言った意見ですけれども、あえて委員会で別個でそれを取り上げて何かしようという動きをしようとしても、ちょっと何ともならんかなと思いますが、どうしましょう。

○委員（可児慶志君） 今の委員長の発言で基本的にいいと思うんですよ。

だから、この整理された文章の中に、今の部分を含んでいるということを通認識だけしておいてもらえればいいのかも说不定。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。そういう考えでいいですか。

あと文面自体も何か、済みません、次の議題に入っちゃいますけど、文面についても何か御意見があれば。今の御意見を聞いていただいた中でちょっとこの文、言葉を変えるとか、もしあれば。

今の言い方を具体的に入れちゃうという手もありますよね。

○委員（澤野 伸君） もう次の、見ていいんですね、これ。

○委員長（中村 悟君） ごめんなさい。当たり前のようにして自分も見ながら、済みません、見てください。

○委員（澤野 伸君） 可児委員がおっしゃったような部分が入ってはいるかなというふうに思います。多様な手段により十分な情報伝達ができるような方策の提案、進捗状況の把握に努めること。

行政側のほうも防災無線にかわる代替案も検討に入るということは明言されていて、その回答はまだ受けていないという状況もありますので、それが不十分ならやはり復活もあり得るといような議論も次の段階で進むのかなと思っています。

また、美濃加茂市の件については申し入れという段階で。まだ、全然議場内、委員会内では議論がないという状況で、市長に対しての申し入れ書という形をとったそうです。

○委員長（中村 悟君） そんなやつがあんなに新聞に出るんだということ。

○委員（澤野 伸君） はい。ということなので、ちょっと議会側がもうびっくりしたんじゃないかなと思って。漏れちゃったと言っちゃいかんのですけど、ちょっと取り扱い方をあれかなとは。

これはちょっと個人的な感想になっちゃうんですけど、ということでした。済みません。

○委員長（中村 悟君） 何かほかに御意見のある方は。

〔挙手する者なし〕

ということですが、じゃあ、引き継ぎ事項ということで入れますが、文章で何か、そういうことを含めてくどういようですが、ここはこうしたほうがいいようなことがあれば。

○委員（可児慶志君） 全部この文章に入っちゃっているんだけど、結構、心配されるのは情報弱者なんです。情報弱者対策が十分とれているかどうかというのが非常に心配な部分なんです。

高齢者はスマホを使えない、ラジオを出せばいいんじゃないかとか、オートコールをやればいいんじゃないかと言われるけど、幾ら説明してもオートコールが何やらわからんから申し込みもしないとか、スマホも持っていないよとか、携帯さえもちろん持っていないよとかというふうになっていった場合に、情報弱者対策というのがもう一つ緻密にというか、シビアに対応していく必要があるような気がしますね。それも次第に解明されてくると思うんだけど、いろんところで話をしているとそここのところがやっぱり結構懸念をされているところですね。

感想だけです。結構です。

○委員長（中村 悟君） 何かあと、特別、本当に直したほうがいいとかあれば。

なければ、意味合いを含んで理解していただいたということで、次期、また総務企画委員になっていただけると一番早いかなというふうに。

どうでしょう。引き継ぎ事項もこういったことでよろしいですか。一遍に最後2つやっちゃいましたけれども、よろしいですかね。

○委員（高木将延君） 1のほうで、観光振興や全国への情報発信を積極的に行い……、これは委員会が行うことですか。

文章的に、だから……。

○委員長（中村 悟君） そうやね、こっちがやっておっては大変なことになる。

○委員（高木将延君） いやいや、それとさらに注視していくということで、かなり自分たちのこの委員会で考えていることと熱量が低いような気がする。もう少し執行部にいろいろしっかりやってくれみたいなことを提案していくみたいな、強い文章でもいいのかなと思ったんですが。

○委員長（中村 悟君） 注視して眺めておるだけではなくて、何かもっと強い。どんな言葉がええの。

〔発言する者あり〕

確かにそうやね。

○委員（可児慶志君） そこら辺の言葉だけだから、委員長と事務局でよく整理して。執行部にやらせるよということでしょう。

○委員長（中村 悟君） 要はそういうことなんだわ。これやとあれか、思いは頭の中はよう似たもんやけど言葉にすると。

どうでしょう。お任せいただければ、副委員長と事務局とちょっと相談させていただいて、最終的にはつくらせていただきます。

それでよろしいでしょうか。

〔「お願いします」の声あり〕

ありがとうございます。

それじゃあ、ちょっと一任いただいて文章をつくりますので、そういうふうに引き継ぎ事項を議長のほうに出させていただきます。よろしくお願いします。

ほか、その他で何か御意見とかあれば、ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、この件はこれで終わりにさせていただきます。

ということで、本当に皆さん御協力いただきまして、手際よく今回の総務企画委員会をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午前 10 時 49 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月10日

可児市総務企画委員会委員長